

令和2年度改訂版!

さらに使いやすくするため に、データを読み込む時間 を短くしました!

カートくんの買い物かなびげ~しょん

- 「消費者の権利と責任」の社会-

解 説 書

(授業展開例・ワークシート例付)





期待される3つの効果

批判的思考力が養える

買い物の疑似体験を通して、 商品を選択する力を養う 消費者の権利と責任の 考え方を身に付ける



東京都消費生活総合センター

はじめに

東京都消費生活総合センターでは、学校でのインターネット環境が整備されたことを受けて、毎年度 Web 版の教材を作成しています。

平成27年度に作成した「カートくんの買い物★なびげ~しょん-『消費者の権利と責任』の社会-」は、「日常の買い物を通じて、商品選択から消費者の権利と責任までを考える」ための教材です。作成にあたっては、「商品の情報を収集・整理し、目的に合った商品を適切に購入できるようになる。さらに消費者の行動が環境や経済に与える影響を考える」ことを目的としました。具体的には、以下のとおりです。

【ねらい】

- 1 販売方法や支払方法が多様化する中、それぞれの特徴を理解し、適切に情報を収集できるようになる。
- 2 目的に合った商品を買うために情報を集め、比較検討できるようになる。
- 3 消費者の権利と責任を理解し、行動することの大切さに気付く。

令和2年度は、キャッシュレス決済の進展や、平成29年に告示された学習指導要領などを踏まえた改訂を 行いました。

【主な改訂点】

- 1 商品を購入する際の支払方法を変更し、QRコード決済とクレジットカード決済を追加
- 2 洋服に記載されている洗濯絵表示をISO表示に統一
- 3 学習指導要領「技術・家庭編」(家庭分野)の改訂を踏まえ、三者間契約(クレジット契約)の説明(パワーポイント資料)を追加

本教材は、Web 教材の特性を生かし、生徒がさまざまな情報を参考にしながら、商品の選択を疑似体験することを通じて、「消費者の権利と責任」についても学ぶことができるように構成しています。また、主に中学校の授業で活用されることに重点を置き、教員向けの指導者用資料(パワーポイント)と解説書も作成しています。学校での消費者教育がますます重要になる中、本教材が中学校での消費者教育の一助になれば幸いです。

令和3年3月 東京都消費生活総合センター





公益財団法人消費者教育支援センター主催 消費者教育教材資料表彰2017 優秀賞



※「消費者教育教材資料表彰 2017 | Web サイト部門で優秀賞を受賞

目次

1. 消費者教育の推進に関する法律と中学校における消費者教育	
2. 東京都の公立中学校における消費者教育の取り組み1	
2,数材紹介	
1. Web 版消費者教育読本の使い方2	
2. Web 版消費者教育読本及び指導者用資料(パワーポイント)解説のポイント4	
3. 本(販売方法)、T シャツ、ドライヤー商品の比較画面一覧表11	
3 指導者のための押さえておきたい知識	
1. 消費者市民社会と本教材の目標12	
2. 消費者を巡る状況と消費者関連法の歴史14	
3. 持続可能な社会とエシカル消費16	
4. 製品の安全性に関する基準18	
4 授業展開例及びワークシート	
- 1. 中学校における消費者教育の指導計画例20	
2. Web 版消費者教育読本を活用した授業展開例及びワークシート22	

1. 消費者教育の推進に関する法律と中学校における消費者教育

消費者教育の推進に関する法律は、消費者教育を総合的かつ一体的に推進することを目的として、平成24年12月13日に施行されました。同法の規定に基づき、消費者教育の推進に関する基本的な方針が定められ、全ての国民は消費者であることから、誰もが、生涯を通じて、さまざまな場で、消費者教育を受けることができるよう消費者教育を推進することが求められています。

また、成年年齢を20歳から18歳に引き下げること等を内容とする民法の一部を改正する法律が、平成30年6月に成立し、令和4年4月1日から施行されます。成年年齢の引下げによって、18歳から親の同意を得ずに、さまざまな契約ができるようになるため、自立した消費者として求められる資質・能力の育成を目指し、将来を担う全ての若者に対して、実践的な消費者教育を行うことがより一層重要となります。

さらに、平成29年3月に告示された小・中学校の学習指導要領においては、社会科、家庭科、技術・家庭 科などで、消費者教育に関する内容の充実が図られました。学校教育では、学習指導要領に基づき、小・中 学校の社会科、家庭科、技術・家庭科などの教科等を中心に、児童・生徒の発達段階を踏まえ、消費者教育 に関する内容を指導することが求められています。

中学校学習指導要領 (平成 29 年 3 月告示)の中では、社会の公民的分野及び技術・家庭の家庭分野において、次のような消費者教育に関わる内容が記述されています。

中学校学習指導要領(平成 29 年 3 月告示)における消費者教育に関する主な内容 (社会科〔公民的分野〕)

- ・ 人間は本来社会的存在であることを基に、個人の尊厳と両性の本質的平等、契約の重要性やそれを 守ることの意義及び個人の責任について理解すること。
- ・ 社会生活における物事の決定の仕方、契約を通した個人と社会との関係、きまりの役割について多面的・多角的に考察し、表現すること。
- ・ 身近な消費生活を中心に経済活動の意義について理解すること。
- ・現代の生産や金融などの仕組みや働きを理解すること。
- ・ 個人や企業の経済活動における役割と責任について多面的・多角的に考察し、表現すること。
- ・ 社会資本の整備、公害の防止など環境の保全、少子高齢社会における社会保障の充実・安定化、消費者の保護について、それらの意義を理解すること。(「消費者の保護」については、消費者の自立の支援なども含めた消費者行政を取り扱うこと。)

(技術・家庭科 [家庭分野])

- ・ 購入方法や支払い方法の特徴が分かり、計画的な金銭管理の必要性について理解すること。(クレジットなどの三者間契約についても扱うこと。)
- ・ 売買契約の仕組み、消費者被害の背景とその対応について理解し、物資・サービスの選択に必要な情報の収集・整理が適切にできること。
- ・ 物資・サービスの選択に必要な情報を活用して購入について考え、工夫すること。
- ・ 消費者の基本的な権利と責任、自分や家族の消費生活が環境や社会に及ぼす影響について理解する こと。
- ・ 身近な消費生活について、自立した消費者としての責任ある消費行動を考え、工夫すること。
- · 自分や家族の消費生活の中から問題を見いだして課題を設定し、その解決に向けて環境に配慮した 消費生活を考え、計画を立てて実践できること。

(「文部科学省における消費者教育の取組について」文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課 [平成30年4月26日] 平成30年度 都道府県等消費者行政担当課長会議 資料13を基に作成)

2. 東京都の公立中学校における消費者教育の取り組み

東京都教育委員会では、「東京都教育ビジョン(第4次)」(平成31年3月)において、「基本的な方針4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育」の中の「施策展開の方向性⑨ 自分の未来を切り拓く力を育むキャリア教育を充実します」として、「消費者教育を充実させ、消費者の権利と責任を踏まえた自立した消費行動をとることができる社会の形成者として必要な資質・能力を育成」することを示しています。具体的には、学習指導要領において位置付けられている消費者教育に関する内容について、全ての学校でその意義を踏まえた適切な指導が行われるよう指導・助言するとともに、一層の充実を図るため、東京都消費生活総合センターが作成した教材や外部講師の活用を推進しています。